

鳥取県庁内LANパソコン広告事業取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鳥取県広告事業実施要綱(平成19年2月16日付第200600171610号総務部長通知。以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、鳥取県総務部行財政改革局財源確保推進課(以下「財源確保推進課」という。)が実施する、鳥取県(以下「県」という。)が使用する庁内LANパソコンに係る広告事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告事業の種類)

第2条 広告事業は、県が使用する庁内LANパソコンへの広告掲載とし、パソコン起動時の画面上に表示する広告画像によるものとする。

2 前項の広告画像は、ホームページにリンクする機能は有しないものとする。

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、広告掲載料等は別に定めるものとする。

(広告の基準)

第4条 広告の内容は、庁内LANパソコンの公共性及び品位を損なうおそれのないもので県に不利益を与えないものとし、要綱第5条の規定によるものとする。

2 要綱別表第1の20の実施部局長等が認めるものとは、求人広告に該当するものをいう。

3 第1項から前項までに該当するもののほか、財源確保推進課長が適当でないと認める広告は掲載しない。

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は月を単位とし、広告の掲載を開始する日(以下「掲載開始日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、広告の掲載を終了する日(以下「掲載終了日」という。)は、原則として当該広告を掲載する月の最終日とする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日(以下「休日等」という。)に当たる場合は、原則としてその翌日とし、当該翌日が休日等の場合は、その翌日とし、以降同様とする。

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、原則として県ホームページにより行うものとする。

2 前項の規定による募集は、財源確保推進課長が必要と認めたときにその都度行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載を希望する者(以下「広告掲載希望者」という。)は、広告事業申込書(様式第1号)に広告の内容がわかるものを添付して、持参、郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかの方法により、財源確保推進課長に申し込むものとする。

2 財源確保推進課長は、前項による申し込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 財源確保推進課長は、前条の規定により申し込みがあった場合は、第4条の規定に基づき、当該申込みの内容について審査し、広告の掲載者(以下「広告主」という。)を決定する。

この場合において、広告掲載希望者が掲載予定数を上回るときは、最も高額な広告掲載料により申込みした者を広告主に決定するものとする。ただし、広告掲載料が同額の場合は、当該事業に関係しない県職員による抽選により決定する。

- 2 財源確保推進課長は、前項の規定により広告主を決定した場合は、書面により通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告主は、広告掲載料を、財源確保推進課長が発行する納入通知書により、その指定する納期限までに一括して前納するものとする。

(広告画像の作成及び提出)

第10条 広告主は、広告画像を第4条の規定に基づき作成し、掲載開始日から起算して5日前的日までに財源確保推進課長が指定する日までに、その指定する場所に提出するものとする。

- 2 前項の規定により作成する広告画像に関する経費は、広告主が負担するものとする。
- 3 財源確保推進課長は、第1項の規定により提出された広告画像の内容が、第4条の規定に違反すると判断した場合は、広告主に対して内容の修正を指示することができる。

(広告掲載の時期)

第11条 財源確保推進課長は、第10条の規定により提出された広告画像を、原則として掲載開始日の前日の午後1時から午後5時までの間に掲載するものとする。

- 2 財源確保推進課長は、前項の規定により掲載を始めた広告画像を、原則として掲載終了日の午後1時から午後5時までの間に削除するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、掲載開始日の前日及び掲載終了日が休日等に当たる場合は、原則としてその翌日の午前9時から正午までの間に掲載し、又は削除するものとし、当該翌日が休日等の場合は、その翌日の午前9時から正午までの間に掲載し、又は削除するものとし、以降同様とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 財源確保推進課長は、次のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第9条の規定により指定した日までに広告掲載料が納付されないとき。
 - (2) 第10条第1項の規定により指定した日までに広告画像が提出されないとき。
 - (3) 第10条第3項の規定に基づく修正の指示に従わないとき。
 - (4) 第4条の規定に反すると判断したとき。
- 2 財源確保推進課長は、前項の規定により広告掲載を取り消した場合、広告主に対し取消理由を付した書面により通知するものとする。
 - 3 財源確保推進課長は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料は広告主に返還しない。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、既に納付した広告掲載料から、掲載期間の初月から広告の取消しを通知した日の属する月の翌月までの月に係る広告掲載料を差し引いた額を返還する。
 - 4 前項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告掲載の取下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができる。

- 2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により財源確保推進課長に

申し出なければならない。

- 3 財源確保推進課長は、前項の規定により広告掲載の取下げを受理した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、前条第3項及び第4項の規定を準用する。

(広告掲載料の返還)

第14条 財源確保推進課長は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において、休日等を除く日の午前8時30分から午後5時15分までの間（以下「勤務時間」という。）に当該広告を全ての庁内LANパソコンに掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、当該掲載期間の広告掲載料に基づき、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1月単位につき2日未満の場合は、返還しないものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、当該広告の掲載及び庁内LANの稼働を一時停止した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。ただし、全ての庁内LANパソコンの勤務時間における一時停止の期間が1月単位につき3日を超える場合は、前項の規定に準じて広告掲載料を返還する。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第15条 広告主は、1週間につき1回を限度として当該広告の内容を変更することができる。

- 2 第10条の規定は、前項の規定により広告を変更しようとする場合について準用する。

(広告主による掲載状況の確認)

第16条 広告主は、広告の掲載状況を確認するため、随時、県に対して実地の確認を申し出ることができる。

- 2 前項の規定により、広告主より実地確認の申出があったときは、県は実地確認に協力しなければならない。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

- 2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

- 3 広告内容等が虚偽であることが判明した場合で広告の表示を中止するときは、これに伴う経費は広告主が負う。

(裁判管轄)

第18条 この要領に定める広告掲載に関し裁判上の紛争が生じた場合は、鳥取市を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

(協議)

第19条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、財源確保推進課長と広告主双方が誠意を持って協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第20条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年9月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年2月1日から施行する。なお、平成22年3月31日までの広告については、改正前の規定による。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成27年2月24日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年5月10日から施行する。